

令和8年度(2026年度)熊本県企業版ふるさと納税マッチング促進業務 企画コンペ質問書への回答

令和8年(2026年)2月27日公開

質問項目	質問内容	回答内容
企画コンペ募集要領 3 業務概要 (2) 委託期間 (3) 成果報酬等	委託期間内(令和9年3月19日まで)に寄附申出書が県に提出され、入金が3月20日以降となった場合、当該寄附分についても本業務の成果報酬の支払い対象となりますでしょうか。	委託期間内の入金が成果報酬の対象となります。
企画コンペ募集要領 3 業務概要 (3) 成果報酬等 8 企画提案書の提出 (1) 提出資料	参考見積書にて「寄附金額の10%以内」の率を提示することとなっておりますが、弊社の標準料率がこれを上回る場合、体制の充実度やプロモーションの質などの根拠を付して、提案・協議させていただくことは可能でしょうか。	成果報酬である「寄附額の10%以内」の変更は想定しておりません。
企画コンペ募集要領 3 業務概要 (4) 委託限度額	マッチング成立時の手数料上限は1件あたり4,000千円とされていますが、多数の成約により合計手数料が委託限度額(4,200千円)を超過する見込みとなった場合、補正予算等による対応をご検討いただけますでしょうか。	委託限度額を超える成果報酬が生じる寄附が見込まれることとなる場合は、県補正後予算額を上限として、委託限度額の変更について協議します。
仕様書 5 委託業務の要件	弊社作成の「営業先リスト」に掲載しアプローチを行った企業が、弊社の提供した申出書様式を使わず、県のホームページ等から直接県へ寄附を申し出た場合、弊社の案内による寄附であることが客観的に証明できれば、成果報酬の対象として協議可能でしょうか。	本業務委託仕様書「5 業務委託の要件」に記載のとおりとなります。
仕様書 5 委託業務の要件	紹介者名(委託事業者名)の記載漏れを防止するため、あらかじめ弊社名を印字した寄附申出書を企業へ配布し、それを使用して寄附申出を行っていただく手法をとっても差し支えないでしょうか。	本業務委託仕様書「5 業務委託の要件」に記載のとおり、本事業による寄附であること及び紹介者を記載した寄附申出書を寄附企業が提出することが要件となります。

<p>仕様書 5 委託業務の要件</p>	<p>寄附希望企業に対し、寄附額に応じた委託料が発生することを予め明示し了解を得るものとされていますが、本業務における委託料は寄附金から控除されるものではなく県の歳出予算により支出されるものと理解しており、事前の明示が企業の寄附意欲に影響を及ぼし、結果として本業務の目的である「更なる歳入確保」の妨げとなる懸念を抱いております。つきましては、当該規定を設けられた背景や意図をご教示いただけますでしょうか。また、寄附獲得の最大化を図る観点から、明示の方法や時期、または記載の要否について、ご協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>寄附者に対する透明性の確保の観点から当該規定を設けています。このため、明示の方法等について、協議は行いません。</p>
<p>仕様書 9 留意事項</p>	<p>「成果物の著作権は県に帰属する」とありますが、受託者が本業務のために制作する「パンフレット」および独自に作成する「営業先リスト」等の著作権について、これらは受託者が保有する独自の営業ノウハウや蓄積された資産を活用して作成・提示するものであるため、著作権は受託者に帰属したまま、本業務の目的の範囲内で無償利用できる形での運用とするなどの協議は可能でしょうか。</p>	<p>本業務委託仕様書9（5）に記載のとおり、本事業にて制作した成果物の著作物及び使用権が対象となります。</p>